

本メルマガは、当社「日税フォーラム」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに金融機関交渉に関してQ&A形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

『質問内容』

高齢の夫が、現在会社の社長をしている。夫は銀行からの借入金の保証人にもなっている。2年前に銀行からの借入金は保証協会に代位弁済された。現在は、会社の業績が悪いために毎月5万円を保証協会に支払っている。このままだと完済するのに40年もかかってしまう。これから、どうなっていくのか？

『アドバイス』

保証協会とは、中小企業支援のために設立された組織。よって、一般の銀行のように契約事項の履行を強制的に迫ることは一般的にはない。つまり、債務者の状況を勘案して支払い方法を決めることができる。また、担保に入っている自宅を即時に競売にかけられるということもない。現在の自宅に住み続けたいという希望があれば、その旨を保証協会に相談して支払い方法等を納得してもらえば、自宅に住み続けることが可能な場合もある。

このケースの課題となることは2つある。

- ① 保証債務の承継の問題
- ② 現在、支払っている毎月5万円の将来金額の問題

① 保証債務の承継の問題

現在、保証人が夫である社長一人しかいないという場合であれば、保証協会への支払い義務者は現在の会社と夫である社長。

会社が存続して、夫である社長が死亡すると、

1) 新しい社長が死亡した保証人に代わって保証人となる。

※必ずしも法定相続人の保証債務がなくなるということではない。

2) 会社を廃業した場合には、法定相続人が保証債務を引き継ぐ。

のいずれかとなる。

2) の場合は、被相続人の資産を売却して返済をする。返済しきれない場合は、保証協会との相談となる。被相続人（死亡した夫）に全く資産がない場合は、相続放棄をすれば良い。対策としては、保証人に資産が無いという状況を事前に作り出しておくことである。

② 現在、支払っている毎月5万円の将来金額の問題

保証協会への支払い方法は、6ヶ月ごとに会社の決算書または試算表を保証協会へ見せて“いくら支払いが可能なのかを相談する。”ことになる。これが、会社が続けている間は永遠に続く。つまり、支払額は会社の経営状況次第ということ。

《完済するまで40年という問題》

現実には40年ということは考えられない。

- 1) 会社廃業と相続放棄で終了
- 2) 会社の業績改善で支払額増額
- 3) 政府の方針で一定額の債務免除等が考えられる。

〈著者プロフィール〉

松本 光輝 氏

株式会社事業パートナー 代表取締役。40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1～2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。